

群馬県公安委員会告示第9号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、群馬県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年1月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、群馬県公安委員会が認める交通誘導警備業務の告示（平成18年群馬県公安委員会告示第59号）は、平成27年12月31日をもって廃止する。

平成27年 4月 1日

群馬県公安委員会委員長 神谷保夫

路 線	区 間
1 一般国道17号	群馬県の全域
2 一般国道18号	群馬県の全域
3 一般国道50号	群馬県の全域
4 一般国道122号	群馬県の全域
5 一般国道354号	群馬県の全域
6 一般国道406号	群馬県の全域
7 県道足利館林線	群馬県の全域
8 県道渋川大胡線	群馬県の全域
9 県道足利伊勢崎線	群馬県の全域
10 県道渋川東吾妻線	群馬県の全域
11 県道足利千代田線	群馬県の全域
12 県道高崎安中渋川線	群馬県の全域
13 県道境木島大間々線	群馬県の全域
14 県道太田大泉線	群馬県の全域
15 県道佐野太田線	群馬県の全域
16 県道古戸館林線	群馬県の全域
17 県道駒形大間々線	群馬県の全域
18 県道一本木平小井戸安中線	群馬県の全域
19 南部環状線	前橋市の全域